

2020（令和2）年度 あんずの家 事業計画

はじめに

本年度、2020年は、東京で半世紀ぶりにオリンピック、パラリンピックが開催される。私たちは、障害のある人たちが競い合うパラリンピックでは、人間の可能性が表現され、挑戦することの素晴らしさが伝えられることを期待せずにはいられない。またこの機運に乗り、障害のある人たちが生活の一場面として取り組む創作活動が、アートとして敬意をもって社会に迎えられるようになることを願うところである。

福祉をとりまく社会情勢においては、厚生労働省は高齢者の人口構成比率がピークと予想される2040年を見据え、新たな局面に対応できる社会保障改革の議論の中で、制度では対応できない増大する課題を解決するために地域共生社会の実現が声高に叫ばれている。そして現在、深刻化している福祉・介護分野の人材不足への対策として「ICTやロボットを活用し、より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが促進され、またこれまで障害者、高齢者など別々に制度化、対策が進められてきた基幹相談支援センターや地域包括支援センター、生活困窮者自立機相談支援関など分立している相談支援窓口を一元化し、世帯の複合的なニーズにも対応できるようワンストップの相談支援体制を再構築することが求められている。そして、平成30年の改正障害者総合支援法により導入された共生型サービスは限定的であり縦断的な利用しかできないことから、高齢者も障害者も横断的に利用することができる共生サービスの在り方についての検討が始まることとなっている。

あんずの家が目指すところである「お一人おひとりの可能性を引き出し、自立に向かって生きていくことを支援し、その人らしく自信と誇りをもって社会の一員として活動していけるよう努める。」を実現するため、職員の専門性の向上を図り、サービスの質の向上に取り組む。また、近隣の施設・事業所と業種を超えたネットワークを築き、災害発生時には相互に協力し合えるよう関係づくりを進め、地域にとっても安心を提供できるよう図っていく。

I 基本方針

利用者の主体性が生かされ、ご本人（ご家族）のニーズが優先されることを指針として活動を行ってきた。その指針を「個人支援計画」に反映させて、お一人おひとりの自己実現に必要な支援を行っていく。支援にあたっては、「個人支援計画」（ケアプラン）を柱とし、モニタリングを繰り返し、短期目標の評価・変更を行っていく。そして、生産活動の場面では、さをり・音楽・パソコン、そして、創作・レクレーションなどの活動を選択していただき、お一人おひとりに適切なプログラムを提供し、「可能性を引き出す」ための適切な支援を行う。また、必要な方に入浴サービスを提供し清潔保持を図ると共に、日常的なバイタルチェックや家庭との情報交換を密にし、病気の早期発見に努めるとともに、健康管理を最優先とした支援を行う。近年、加齢とともに2次障害が顕著となってきたことや、新規利用者の重度化に対応するために十分な支援量を確保できるよう、これまでと同様に2.0：1の職員配置とし、より手厚い支援を行っていく。

□2020(令和2)年度の重点課題□

■職員の質の向上

① 健康管理

利用者さんの障害要因が多様化していることや、今後の利用者さんの予想される障害状況からも、医学的な知識が支援には不可欠となってきた。病気の内容や特徴、薬の注意点などの専門的な知識の習得や、2次障害に気づける観察力の向上が課題である。

② 支援力

利用者さんの障害程度が年々重度化・変化してきており、これまでのプログラムでは、主体的な参加や楽しめる活動として十分とは言えなくなってきた。個別に楽しめる内容や、グループワークで楽しめる内容を検討・準備し、その時々に応じた内容を提供できるよう、職員個々が間口の広さと柔軟性を備えることが課題である。

▶管理者への報告、看護師への連絡、相談や職員間での情報交換を重ねていくことを徹底し、考察力、認識力、判断力を高めていく。

▶外部研修への参加を積極的に勧めスキルアップにつなげていく。

II 利用者の支援

1. 日常生活を支える

(1) 食事

季節感のある、新鮮な素材を使って栄養のバランスがとれた食事を提供することが基本となる。現在、(株)日米クックに、給食業務に係る一切を委託しているが、検食を通して、献立、味付けについて問題がある時は、申し入れし改善を促す。また、指導監査で指摘された事項についても改善を求めていく。食事の量や食物の大きさについては、年齢や咀嚼の状況に応じて、お一人おひとりに対応した適切な物を提供していく。

(2) 排泄

車イスから便座へのトランスファー、衣服の着脱、後始末など、ほとんどの方がその一部・全面的な介助が必要であり、また、オムツ利用の方は6名である。プライバシーに配慮し、安全、快適をキーワードとして支援を行う。

(3) 入浴

希望者には、週2回を目安に、入浴サービスを提供する。入浴前には、バイタルチェックを行い、健康状態を確認する。できる限り自立して、清潔保持が可能となるように、適切な方法で支援を行う。

(4) 健康管理

日々の健康状態について、到着時に行うバイタルチェックや月1回の体重測定の結果を基に、異常があれば家庭との連携をはかり、疾病の早期発見・予防・治療に努める。

発作など急な体調変化の場合には、看護師または管理者の判断により、救急対応を依頼する。その際「緊急時情報提供カード」に必要事項を記載し、それを救急隊へ提供する。

感染症予防対策として、手洗いの励行、手指の消毒、必要に応じてマスクの着用を行う。

2. 活動を支える

午前の部（10：00～11：45）午後の部（13：00～14：45）で以下の活動を行う。活動内容は、個人支援計画に沿って各人が選択した活動を支援する。

（1）生産活動

給与の対象となる活動として、次の科目を提供する。

さをり織り

個人の能力を発揮できる活動であり、また、利用者同士が協力しあえる活動として取り組んでいく。また作者の感性が表現できるよう支援していく。

織りあがった布を用いて、バック、ポーチ、コースターなどの製品を作り、作品展、ネットなどで販売する。今年度も、福山市からの敬老の日の記念品として、さをり製品の受注を受けることを想定して、布が提供できるよう取り組んでいく。

音楽

社会参加の機会であり、みんなで作りあげる楽しさを共有していただける活動として、今年度も積極的に取り組んでいく。地元町内会の主催で地域の小学校での演奏も予定しており、障害のある人への理解の促進につながるよう取り組みたい。

また、演奏の機会が増加するよう、宣伝活動にも力をいれていきたい。

カレンダー

手形アートとコンピュータグラフィックスとの作品で構成する、卓上型カレンダーを製作し、350部の販売を目標とする。

手形アート

障害のある人たちの自由で豊かな感性を表現する活動として行う。作品は、カレンダーに使用する他、公共の場での展示に貸し出す。

今年度も広島県あいサポートアート展に出展する予定である。

（2）レクリエーション

個人支援計画で、レクリエーションを組み入れている場合は、その都度、次の項目の中から選択していただき、自らが楽しもうとする姿勢を支援していく。

- ・カードゲーム（トランプ、ウノ）・テレビゲーム・ボールゲーム・散歩・ビデオ鑑賞
- ・音遊び・読書・運動など

季節行事・レクリエーションとして次の内容を実施する。

4月：花見、7月：あじさい寺散策又は買い物、8月：流しそうめん、

9月：お祭り（射的、輪投げ、風船釣りなど）、10月：運動会、12月：クリスマス会

1月：初詣、書初め、2月：節分

3. 身体機能を支える

身体機能の維持・向上・健康保持につながるよう支援する。

- ・足湯による適切な体温の維持、免疫力の向上
- ・口腔ケア
- ・体を休ませ、心身ともにリラックスできる時間の確保など

4. 安全を支える

（1）非常災害時に備え、消防職員立ち合いのもと、自衛消防訓練を年2回行う。

訓練内容は、通報訓練、避難訓練、消火訓練とし、事前に消防署と相談の上実施する。

(2) 建物内に危険個所を作らないよう、整理整頓に努める。

Ⅲ 支援体制

生活介護事業において、職員配置数（生活支援員・看護師）は、前年度の利用実績により決定する。その算定については次のとおりである。

令和元年度利用実績集計表（延べ人数）

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用実績	区分6	253	249	210	222	203	207	231	223	209	206	182	246	2,689	
	区分5	85	80	78	86	82	85	86	82	80	78	72	83	926	
	区分4	21	22	21	19	19	21	22	21	21	20	19	21	245	
	区分3	36	41	36	39	34	39	39	35	39	27	26	38	438	
合計人数		392	392	345	366	338	352	378	361	349	305	299	388	4,298	
開所日数		22	22	21	23	21	21	23	22	21	21	20	22	259	

※3月については、予測数

算定方法：① 前年度の平均値を算出する／当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

算定式：4298人÷259日≒16.55人

② ①で算出された数を2.0で除する（人員体制配置加算2.0：1）

■配置基準職員（生活支援員・看護師）数：8.27人（常勤換算）

(1) 配置基準に基づく職員配置

職名		管理者	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	医師
兼務の職名		サービス管理責任者	管理者			
従業者数	常勤(人)	1	1	1	5	
	パート(人)			1	6	1
常勤換算後の人数(人)		1	1	1.7	7.8	—
基準上の必要人数(人)		1	1	8.25		1

※看護師・生活支援員の常勤換算合計：1.7人+7.8人=9.5人

(2) 資格保有者

看護師：1人、准看護師：1人

介護福祉士：3人

(3) 資質の向上

支援に携わる職員には、それぞれ力量に差のない一定水準以上の質の支援を利用者に提供することが求められる。

①利用者支援マニュアルによる

利用者の人権を尊重し安全かつ適正な福祉サービスを提供するよう、次の利用者支援マニュアルを基に支援を行う。

- ア. 法人の理念
- イ. 危機管理マニュアル
- ウ. 緊急時対応マニュアル
- エ. 入浴介助マニュアル
- オ. 排泄介助マニュアル
- カ. 食事介助マニュアル
- キ. 送迎マニュアル

②人材の育成を図るため、各種研修への積極的な参加を推進する。

③自立支援法の改正について、学習の機会を設け、制度についての周知を図る。

IV 利用者家族との連携

1. 個人支援計画の作成

個人支援計画（ケアプラン）の作成に当たっては、利用者・家族のニーズに沿ったものとするを基本とし、支援方針、支援内容、活動の選択については十分な説明を行った後、合意を得て実施する。ニーズの変化により、ケアプランの変更の必要性が生じた際には、計画の変更を提案し、説明の後、承諾を得て実施する。ケアプランに設定する目標の達成度については、作成後1年を目安に評価し、利用者・家族に説明し、確認を求める。

2. 支援実施状況の報告

ケアプランに基づく支援の実施状況については、日々の記録である「個人支援実施記録表」を、サービス提供月の翌月に、利用者・家族に配布し確認していただく。その際、支援内容などについてのモニタリングを行い、改善点がないか確認する。

この他、必要に応じて文書、電話、Eメールなどにより適時、報告・連絡、相談を行い、信頼関係の構築に努める。

3. 福祉制度の説明

報酬単価の改定など利用に関わる情報を、文書や説明会を通して迅速に的確に伝えるよう努める。また、福祉制度についての相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう助言したり、他の専門機関へ紹介を行ったりする。当該サービスを利用するにあたって、行政への手続きを行う際、必要な人には代行などの協力を行う。

V 利用者の状況

1. 障害程度区分及び1日あたりの生活介護サービス費（報酬単価）

程度区分	区分6	区分5	区分4	区分3	合計
人数	16人	3人	1人	2人	22人
サービス費	12,910円	9,690円	6,870円	6,170円	—

2. 年齢階層別

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
男	0	3	4	2	2	3	14
女	2	0	0	1	4	1	8
計	2	3	4	3	6	4	22

男性平均年齢：42.1歳

女性平均年齢：45.6歳

全体平均年齢：43.4歳

3. 平均障害程度区分

令和元年度の利用実績（3月分は予定）に基づき、各区分毎の延べ人数に区分の数字を乗じ、その合計を延べ人数で除して算出する。

程度区分	延べ人数	延べ人数×区分
区分6	2,689	16,134
区分5	926	4,630
区分4	245	980
区分3	438	1,314
合計	4,298	23,058

$23,058 \div 4,298 = 5.37$ ※平均障害程度区分 5.3